

平成29年度 保育園(所)・幼稚園職員対象フッ化物洗口事業説明会 開催要項

1 開催趣旨

埼玉県では平成23年10月18日に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布施行されました。この条例においては、基本理念のひとつとして「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること」が掲げられ、推進すべき施策の基本事項として「幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策」が定められています。

これらの基本的事項を受け、平成28年3月に策定された埼玉県歯科口腔保健推進計画（第2次）における歯科疾患の予防施策指標の中では、下記のとおり、「フッ化物洗口を実施する保育園(所)・幼稚園・小中学校の増加」が目標値として具体的に掲げられています。

◇埼玉県歯科口腔保健推進計画（第2次）における施策指標

○フッ化物洗口を実施する保育園・幼稚園数の増加

◆現状値（平成28年1月） 144園 → ◇目標値（平成30年） 200園

○フッ化物洗口を実施する小学校・中学校数の増加

◆現状値（平成28年1月） 145校 → ◇目標値（平成30年） 600校

また、「埼玉県小児う蝕予防対策事業」を実施しており、平成29年度より保育園(所)・幼稚園も対象となりました。

小児期は、生涯にわたり快適に機能する丈夫な歯および口の基礎を育成する大切な時期です。埼玉県歯科医師会では、障がいのある子どもたちも含め、未来の社会を担う子どもたちが健やかな毎日を過ごし、心豊かで活力ある社会をつくることができるよう、そして80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯を自分の歯で快適に過ごせる「8020達成型県民健康長寿社会の実現」を目指し、『埼玉の子どもにむし歯をいらない』をスローガンに子どもの育成に携わっている職種の方々と連携して小児の歯・口の健康づくりを推進するために、標記説明会を開催することとなりました。

2 主 催

埼玉県・埼玉県歯科医師会

3 日時・会場

日 時： 平成30年3月11日（日）9時30分から12時00分

場 所： 埼玉会館 3階3C会議室 さいたま市浦和区高砂3-1-4

4 研修会の内容

- (1) 埼玉県におけるフッ化物洗口事業について
- (2) 埼玉県のフッ化物洗口事業の現状
- (3) フッ化物洗口実施施設の事例発表
- (4) 質疑応答等

5 対象者

- (1) 保育園（所）（公立及び私立） 保育士等
- (2) 幼稚園（公立及び私立） 教諭等
- (3) 障がい児施設（公立及び私立） 職員等
- (4) 市町村保育主管課担当
- (5) 市町村障害福祉主管課担当
- (6) 市町村教育委員会保健担当
- (7) 障害福祉担当行政職員
- (8) その他

6 募集人員

100名

7 会場案内図



[申込先FAX番号048(829)2376] 3月2日必着

埼玉県歯科医師会地域保健部担当 行

平成29年度保育園(所)・幼稚園職員対象フッ化物洗口事業説明会

所属施設名 _____

電話 () _____ FAX () _____

参加者名	職種